

令和5年 3月13日発行 文責:植松·是枝



センター的機能を提供する部署 (校務分掌) 名を、従前の「地域支援部」から「インクル推進部」に変更して一年が経過しようとしています。この一年間、国の掲げる「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」という理念の啓発に努めてきました。

次年度も、今年度同様「共生社会を形成するためインクルーシブ教育を強力に推進する」というスタンスで活動していきたいと考えています。従いまして、小中学校に対する支援については、まずは特別支援学校に就学する程度の障害のあるお子さんが入級している特別支援学級、特別支援学級に在籍する程度の障害のあるお子さんが入級している通常の学級を優先して支援していきます。また、高校への支援にも力を入れていきたいと考えています。

さて、地域の中学校から本校高等部へ出願している生徒さんは今年も20人近くいます。でも、中には、中学校での進路指導がしっかりなされているのか疑問なケースもありました。私は、中学校卒業後の進路として本校高等部を選択肢にしている生徒さん・保護者・担任の先生方に、いつも次のようなことをお伝えしています。

- ・本校は知的障害の学校です。高等部卒業後の進路は就労です。大学進学に向けての授業もありません。大学や専門 学校への進学を考えているのであれば、高校をお薦めします。
- ・本校高等部からでも一般就労は可能ですが、一般就労を目指すのであれば一般就労に特化した学校である桃花台 学園をお薦めします。
- ・本校高等部も高校と同様に出席日数が足りなければ卒業できません。毎日通学することが難しいのであれば通信制 高校をお薦めします。
- ・親や学校の先生に言われたからわかばを希望するのではなく、自分の気持ちでわかばを選んでくれた生徒さんは 歓迎します。

中学校での進路指導もこのようなことを前提に丁寧に進めていただけると幸いです。

学校長 荒川 昌浩



-:-

令和4年度のセンター的機能に関する活動報告(^{1月末まで)}※()は昨年同時期の数

教育相談	学校見学	53件(41)
	体験学習(高等部授業体験会の参加、その他個別対応)	31件(61)
	来校・電話による教育相談	107件(105)
訪問支援(地域の保育園・幼稚園・小・中・高等学校等へ出向いての支援)		11件(24)
研修支援(地域の小・中・高等学校の研修会等への協力)		5件(2)
『インクル推進だより』の発行		年間3回発行
市町村教育委員会との連携(就学担当者会議の実施)		
学校説明会 実施なし		



【今年度の状況】

- ・今年度より、本校の学校見学の際には、事前に地域の学校を見学するようお願いしました。それぞれの学校を見学し、学校の様子や雰囲気を感じた上で、就学や転学について考える一助となったのではないかと思われます。
- ・本校について学校概要紹介など必要となる情報はホームページに掲載しました。本校に来校する前に、ホームページを見ていただくことで、スムーズな学校見学や教育相談につながりました。
- ・教育相談は、昨年度とほぼ同じ件数の対応となっています。特別支援教育のニーズの高まりとともに、相談ケースの多様化が うかがえました。
- ・訪問支援に関しては、学習面や行動面、身体の使い方についての相談が多くみられました。実際に学校での様子を見る中では、どの学校も教室などの環境設定、ICT の活用等様々な工夫がされていました。また、高等学校からの相談もありました。
- ・研修支援では、インクルーシブ教育推進の考え方から、インクルーシブ教育についても話題に触れさせていただき、自立活動 や進路、合理的配慮など、それぞれのニーズに応じたテーマで対応しました。
- ☆今年度はコロナウイルス感染症対策の中で、来校される方には健康チェックや人数制限等のご協力のもとに、教育相談の 対応を行ってきました。来年度も本校のセンター的機能にかかわる活動に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和5年度の本校の学校見学・教育相談・授業体験について

就学や進学など、子どもたちの今後の進路を考える際には、「幅広い情報収集」や「本人や保護者の気持ちを重視した十分な話し合い」が重要です。

就学にあたっては、小学校や中学校の見学等を通して地域の様子を知っていただくことが大切と考えています。小学校や中学校段階は義務教育ですので、お住まいの地域の教育委員会とよく相談されることが必要です。学校の様子や雰囲気を感じ、体験を通して、総合的に検討されることが望まれます。本校の学校見学や教育相談、授業体験を希望される場合も、まずは、地域の小学校や中学校の見学等をしていただくようお願いしています。

中学校卒業後の進路選択にあたっては、生徒本人の希望、生徒の今持っている力を十分に発揮できる場、様々な進路先を知ることがとても大切になります。

本校では、来年度も学校説明会の予定はありません。本校のホームページに掲載されている学校概要紹介動画や学校案内をまずは視聴することで、学校の様子を知ってほしいと思います。なお、現在ホームページに掲載している学校概要紹介動画や学校案内は、5月頃には令和5年度版に更新する予定です。学校見学や教育相談の希望がある場合は、令和5年度版を視聴した上で、本校までご連絡ください。

また授業体験会については、年長児、小学6年生、中学3年生を対象として実施する予定です。 詳しくは、5月頃に出されるインクル推進だより及び本校のホームページをご覧ください。

外部専門家の活用について

特別支援学校のセンター的機能強化の取り組みの一つとして、山梨県内の特別支援学校には、PT (理学療法士)や OT (作業療法士)、ST (言語聴覚士)、心理士といった外部専門家が配置され、定期的に来校しています。地域の保育園幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等においても、外部専門家を活用して相談することができます。それぞれの特別支援学校により来校している専門家が異なります。相談の希望がある場合は、お近くの特別支援学校にお問い合わせください。

また、山梨県教育委員会のページでは、「外部専門家活用事例集」が掲載されています。各学校での支援の参考にご覧になってみてください。



※検索エンジンから

⇒「山梨県教育委員会 特別支援教育 センター的機能」で検索→「特別支援学校のセンター的機能について」のページ または URL⇒

http://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/documents/senmonka_jirei.pdf

わかばちゃん「ちょっと聞いてくりょ~し」



合理的配慮について考えてみましょう

合理的配慮とは、『障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの(文部科学省特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告1)』として定義されています。大まかに説明すると、障害のある子どもが学校生活の中で会う、困ったことや障壁を取り除くための調整や変更のことです。

果物を収穫する場面の図で解説します。この図の踏み台を提供することが配慮にあたります。 各校を訪問すると「『平等』になるように支援しています。」といった声を聞きますが、『平等』な 支援は、この図でいうと踏み台をそれぞれに I 台ずつ提供するということです。この場合、果物に 手が届かない子が出てきてしまいます。図のように、個々の身長に応じて、踏み台の数を変えて 使うと、全員が果物に届くようになります。これが『公平(EQUITY)』の考え方です。合理的配慮 を考える時には、この『公平』ということを念頭に入れて検討していただくとよいと思います。



合理的配慮を提供する際は、以下のような基本的なプロセスに沿って行うことが大切です。

- ①本人・保護者からの意思の表明
- ②調整(実態把握、検討、建設的な対話による本人・保護者との合意形成)
- ③決定(個別の教育支援計画等への明記)
- 4 合理的配慮の提供
- ⑤定期的な評価
- ⑥柔軟な見直し

本人や保護者からの意思の表明を受け、一人ひとりの状況や教育的ニーズなどを踏まえ、建設的な対話により、学校と本人・保護者と合意形成を図り、調整をします。

調整においては、その子どもがどのような実態で、何に困っているのかを適切に把握することが必要です。前号に掲載した「子どもを理解するときに"4つの目"で物事を見る習慣をつくる」という記事を参考にしてください。

合理的配慮の具体的な内容を検討する上で、本人や保護者との合意形成を図りながら進めることが重要です。通常の 学級や特別支援学級に在籍する子どもたちも、本人の意思を困り感として表していることがあります。本人や保護者の意 思を丁寧に確認し、必要な合理的配慮の提供を検討する必要があります。

なお、具体的な事例について多く集めたデーターベースがありますので、以下を参考にしてください。

- ・国立特別支援教育総合研究所「インクル DB (インクルーシブ教育システム)」(http://inclusive.nise.go.jp/)
- ・国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センターHP (http://cpedd.nise.go.jp/)

年度末に向けて、評価を行う時期になっています。合理的配慮が十分に提供できているか評価し、改善策を検討し、途切れることのない一貫した支援を提供できるよう、来年度以降に引き継いでいただけたらと思います。

学校でも起こりうる「マルトリートメント」

「マルトリートメント」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。「マルトリートメント」とは、大人の子どもへの不適切な関わりを意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念です。

コラム

マルトリートメント (Maltreatment) 〈より広い児童虐待の概念〉

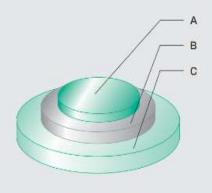


図-6 マルトリートメントの概念

【A(要保護)】 レッドゾーン

子どもの命や安全を確保するため児童相 談所が強制的に介入し、子どもの保護を要 するレベル

【B(要支援)】 イエローゾーン

軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベル

【C(要観察)】 グレーゾーン

児童虐待とまではいかないが、保護者の 子どもへの不適切な育児について、地域の 関係機関など(児童相談所、福祉事務所、 市町村、学校など)が連携して保護者に対

して啓発や教育を行い支援していく必要があるレベル、例えば、危険を予測できない大人の不適切な対応として「自転車の補助イスに子どものみを乗せて置き、買い物をする」や、「高層マンションのベランダに踏み台となるような物を置いてある」、「親のたばこ、ライターを無造作に子どもの手の届くところに置く」などの行為も含まれる(図 - 6 C)。

A (要保護)・B (要支援) のレベルだけでなく、C (要観察) のレベルまで含めたものが、マルトリートメントの概念である。

マルトリートメントでは、左の図―6の C(要観察)グレーゾーンにあるような、危 険を予測できない大人の不適切な対応 の例も含まれるとしています。子どもの心 や体が傷つく行為、子どもを危険にさらす 行為が含まれます。

マルトリートメントは、家庭で扱われる概念ですが、児童・生徒と関わる時間が多い教師が、似たような関わりをしてしまうことがあるかもしれません。

例えば、支援が必要な児童生徒がいる 学級で、ハサミやカッターを児童生徒の 手が届くところに置いてあったり、ちょっと した用事を思い出し、児童生徒を教室に 残し職員室へ戻ったりといったことが似た ような状況と考えられないでしょうか。ま た、教師の言葉がけで、児童生徒に対し

て難しい言葉を使っていませんか。児童生徒が分かりやすい表現で伝えることも大切です。場合によっては、知らず知らずのうちに教師の言葉がけて、児童生徒の気持ちを傷つける可能性もあるので注意が必要です。再度、児童生徒との接し方を振り返ってみるのもいいかもしれません。

児童生徒にとって学校や教師が安全な居場所になるよう、教師自身が気持ちに余裕をも ち、笑顔で児童生徒に接していきたいものです。

参考資料: 文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」



山梨県立わかば支援学校

〒400-0226 南アルプス市有野3346-3

TEL:055-285-1750 FAX:055-285-5827

担 当:インクル推進部 (丸山 なつ江 五味 優紀 江上 桐子 鮫田 直子)

[URL] http://www.wakabay.kai.ed.jp/ [E-Mail] wakaba-yg@kai.ed.jp